

令和7年度精華町職員募集要項

令和7年7月30日

精華町長 杉浦 正省

下記のとおり、精華町職員を募集する。

1. 募集内容・応募資格

募集職種（採用予定者数）	応募資格
全職種共通事項	- 地方公務員法第16条各号の規定に該当しない者 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 精華町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 - 高等学校卒業（卒業見込を含む）以上又は同等の学歴資格を有する者
一般事務職 A （若干名）	平成10年4月2日から平成20年4月1日までの出生者
一般事務職 B＜情報技術＞ （1名）	昭和50年4月2日から平成20年4月1日までの出生者で、高等学校以上の情報課程修了者（見込者を含む）又は情報処理の資格を有する者
一般事務職 C＜社会福祉＞ （1名）	昭和50年4月2日以降の出生者で、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格、公認心理師資格のいずれかを有する者、又は採用日までに取得見込みの者
土木技術職 （7名）	- 昭和50年4月2日から平成20年4月1日までの出生者で、次の①②のいずれかに該当する者 ① 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 ② 土木技術の専門課程を修め、同学校を卒業又は今年度末に卒業見込の者（土木技術の専門課程とは、土木施工管理技術検定試験の受験資格に規定される指定学科）。
建築技術職 （1名）	- 昭和50年4月2日以降の出生者で、次の①から⑥のいずれかに該当する者 ① 1級又は2級建築士の資格を有する者

	② 1級又は2級建築施工管理技士の資格を有する者 ③ 建築設備士の資格を有する者 ④ 1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者 ⑤ 建築技術の専門課程を修め、同学校を卒業又は今年度末に卒業見込の者（建築技術の専門課程とは、上記①から④の検定試験の受験資格に規定される指定学科）。 ⑥ 実務経験により上記①から④の検定試験の受験資格を有する者
電気技術職 (1名)	・昭和50年4月2日以降の出生者で、次の①②のいずれかに該当する者 ① 学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で電気の専門課程を卒業（修了）し、かつ民間企業等（官公庁含む）において職務経験が通算2年以上ある者 ② 電気主任技術者（第1種～第3種）もしくは、電気工事施工管理技士（1級もしくは2級）のいずれかの資格を有する者 ※1 「職務経験」とは、会社員や公務員、自営業等として、雇用形態にかかわらず、1つの事業に1週間当たり30時間以上の勤務条件に従事した者 ※2 職務経験が複数ある場合には、1年以上継続して就業した職務経験に限り、期間を通算することができる。 ※3 休職等の期間は職務経験に含みません。
保健師 (3名)	・昭和50年4月2日以降の出生者で、保健師免許を有する者又は採用日までに保健師資格を取得見込の者
保育士 (3名)	・昭和53年4月2日から平成18年4月1日までの出生者で、児童福祉法により保育士に登録されている者又は採用日までに登録される見込の者
消防職 (4名)	平成10年4月2日から平成20年4月1日までの出生者 ・日本国籍を有する者 ・次の身体的条件を満たしている者 ア 視力が矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上あること イ その他身体に職務遂行上支障がないこと

※ 資格取得見込者が必要な資格を取得できなかった場合は最終合格した場合でもその合格を取り消します。

2. 採用試験

(1) 第1次試験日

試験日	職種	試験会場（予定）
令和7年9月21日（日） 午前9時から	一般事務職のほか 消防職以外の職種	精華町役場2階交流ホール又は精華町内公共施設
令和7年9月28日（日） 午前9時から	消防職	精華町消防本部・又は精華町内公共施設

※受付は、午前8時30分から8時45分まで。

※服装は、クールビズスタイル（ノーネクタイ、上着なし）で問題ありません。

※試験会場は、受験者数により会場が変更となる場合があるため、申込受付後、受験票の送付時に通知する会場で受験してもらいますのでご注意ください。

(2) 第1次試験内容

職種	試験科目
一般事務職 A～C	教養試験、適性検査
土木技術職	基礎力試験、適性検査 専門試験（有資格者は免除）
建築技術職	基礎力試験、適性検査 専門試験（有資格者は免除）
電気技術職	基礎力試験、適性検査
保健師	基礎力試験、適性検査
保育士	基礎力試験、適性検査 実技試験（別紙：実技試験実施要項を参照）
消防職	教養試験、適性検査 実技試験

※専門試験又は実技試験のある職種については、昼休憩を挟んで午後からも試験がありますので、受験の際は、昼食・飲料水等を持参してください。

※消防職の実技試験は、体力測定を行います。運動のできる服装及び運動靴（雨天の場合は室内用）を用意して持参してください。

※試験会場へは、公共交通機関を利用して来場すること。受験者用駐車スペースはありません。

試験科目	内容
教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。（40 題・2 時間） <u>大学卒と短大・高卒で試験内容が異なります。</u>

基礎力試験	地方行政への関心と理解・文章を正確に理解し、事務を円滑に遂行する能力・倫理的に思考し、判断する能力・現状や統計等の資料を分析し、課題を発見する能力・国内外の社会情勢への理解と新たな課題（地球環境、ICT 化等）に対応するための基礎知識を問う問題（60 題・60 分）
専門試験	数学・物理、情報等技術基礎、構造設計等に関する問題（30 題・90 分/120 分、卒業区分による）
適性検査	職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での特性を見る検査（150 題・20 分）

※各学校を卒業した者が、別の学校の卒業資格で受験することはできません。

※次に該当する者は短大卒扱いとします

- ・学校教育法に定める専修学校については、修業年限2年以上の専門課程であること（年間授業時間数が680時間以上のものに限る）。
- ・学校教育法に定める各種学校については、「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程であること。
- ・学校教育法に定める大学を中退した（見込者を含む）場合で、大学に2年以上在籍し62単位以上取得した場合。

（3）第2次試験

- ・第1次試験の合格者に対して第2次試験を実施します。
- ・第1次試験の結果は、合格者の受験番号を10月上旬頃に町ホームページに掲載します。
- ・第1次試験の合格者には、第2次試験の案内を個別に通知します。（第1次試験の不合格者に対する通知は行いません）。

3. 応募方法

（1）申込方法：（2）に掲げる必要書類を下記申込期間に、郵送にて提出してください。

提出先：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70

精華町役場 総務課人事係 あて

申込期間：令和7年8月25日（月）まで（**必着のこと**）

（2）必要書類 別紙申込書（受験票）に下記必要書類を添えて提出のこと。受験票に写真を必ず貼付すること。

職種	必要書類
・一般事務職 A - 右記のアイオ ・一般事務職 A 以外の職種 - 右記のアイオ - 応募資格に応じてウ又はエ	- ア 履歴書（指定様式で手書き記入のこと） - イ エントリーシート（指定様式） - ウ 応募資格に定める資格の資格証の写し - エ ・土木技術職の応募資格②及び建築技術職の応募資格⑤に当たる場合は、各資格試験の受験資格に規定される指定学科であることがわかる書類及び同学校の卒業証明書（卒業見込の場合は卒業見込証明書） ・建築技術職の応募資格⑥の場合は、実務経験を証明する

	書類 才 受験票送付用封筒（長形3号） 送付先を記入し、必ず320円分の切手を貼付すること（特定記録郵便で後日送付します）。
--	--

※提出いただいた申込書類は返却できませんのでご了承ください。また、提出いただいた書類は職員採用以外の目的には使用しません。選考終了後適切に管理及び処分等いたします。

※必要書類の不足や申込書類に不備がある場合は受付できません。事前に十分ご確認のうえ提出してください（不備等で連絡をさせていただくことがありますので、必ず日中に連絡がとれる連絡先を記入してください）。

※最終合格者には、最終学業証明書・勤務証明書の提出を求めます。申込書の内容に虚偽の記載があれば最終合格決定を取り消すことになります。

※エントリーシートは、A4用紙2枚までとし、片面印刷のうえ提出してください。

※受験申込は一つの職種に限ります。複数の職種への申込はできません。

4. 採用条件

（1）採用予定日

原則として、令和8年4月1日。ただし、欠員の状況等に応じそれ以前の採用の可能性あり。

（2）勤務場所

職種	勤務場所
一般事務職のほか、消防職以外の職種	町役場、上下水道事務所、町内保育所ほか町内の各事業所
消防職	消防本部・署 ※採用後、約6か月間は消防学校に入校（全寮制）することとなります。 また、消防学校卒業後は、消防本部・署までの通勤時間が概ね1時間以内となる地域に居住していただきます。

（3）給与等

初任給は条例の定めるところにより、原則として高校卒で215,070円、短大卒で228,552円、大学卒で241,392円となります。（初任給は、令和7年4月1日のもので地域手当を含んだ内容です。）

また、職務経験に基づく加算や諸手当についても、条例等に基づきます。

＜参考：大学卒業後23年間正規職員として勤務した場合の初任給＞

343,898円（地域手当含む。）

※そのほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等各種手当を条例等に基づく支給条件に応じて支給します。

5. 問い合わせ先

精華町役場 総務課人事係 電話 0774-95-1910

電話等によるお問い合わせは、平日の午前8時30分から正午・午後1時から5時までの時間帯
をお願いします。